

お寄せいただいた意見（概要）	市の考え方（対応）
<p>市の定義について 市民＋市行政（市長および執行機関）＋議会の三者の要素で構成され三者が協働して形成しているのが市であると考え、条例案の「市」の表示を「市長等，市行政，市執行機関」とすべきである。</p>	<p>本条例案の基本理念として、「市政」は、第3条第3号において、市は市民の参画のもと市政を行うこととしています。また同条第4号において、市民，市および議会は協働してまちづくりに取り組むこととしています。従いまして、「市」の定義については、市政運営する母体として「市長その他の執行機関」としています。その中であって、市長が市民の付託を受けて市政運営を担うことはご指摘のとおりです。</p>
<p>「公共的市民団体」の位置づけについて 条例案では、「市民」の定義の中で「その他市内で活動を行う団体」と単一的に、漠然と定義している。市行政と連携もしくは協働して市内全域にわたって公共的活動をする市民団体を「公共的市民団体」として位置づけるべきである。</p>	<p>ご意見のとおり市内で活動を行う団体は多数あります。その中であって、「公共的」市民団体に限らず、NPO法人やボランティア団体など、地域的課題解決に取り組む団体も想定し、まちづくりに関わる団体を「市民」としています。</p>
<p>審議会等委員の公募について（第28条） 委員として、一般公募市民と共に「公的市民団体」を入れ、市民の多様な意見と公共的立場による大局的な意見を反映させるべきである。</p>	<p>第28条の規定は、市政に市民の多様な意見を反映させるため、審議会の委員の選定にあたって留意するよう規定したものであり、そのひとつの例として市民からの公募を規定しています。委員の選定にあたっては、条例の趣旨に留意して行っていきます。</p>
<p>地域コミュニティについて 地域コミュニティを「まちづくりのために市民で構成された団体」と単純に定義づけているが、どのような団体を想定しているのか。単にまちづくりのためというなら多種多様で数多く存在する。「地域コミュニティ」と称する団体に該当する団体名を明確にされたい。</p>	<p>コミュニティ活動には、地域を基盤とし自発的に組織される自治会等の団体である「地域コミュニティ組織」や、地域や市民生活における課題について共通の目的または関心を持つ人が自発的に活動を行う団体である「テーマコミュニティ組織」があります。条例案では「地域コミュニティ」と総称していましたが、地域や市民生活における課題に対応するためにコミュニティ活動は重要であると考え、表記を「コミュニティ組織」と改め、さまざまなコミュニティ組織の活動を推進していきたいと考えます。</p> <p>また、該当する団体名は数多くありますので、条例中に団体名を明記することは出来ません。</p>